記載例 ④職業欄は、会社員の方などは「被用者」、自営業の方などは「非被用者」を 児童手当 認定請求書 選択してください。 じゃがた -30.1.1※支給開始年月 くっちゃん 男 )女 ア)被用者 じゃが太 倶知安 令和 氏名 (有)・無 請 ④職業 ⑤配偶者 令和 イ. 公務員 (法人名等) (令和 月分) 年 ウ. 被用者等でない者 〒044 -0001 1月1日時点の住所 (左欄と異なる場合に記入してください) ⑥住所 求 (1~5月分は前年 (法人の主たる 俱知安町北1条東3丁目 札幌市■区■条■丁目■−■ 事務所の所在地) 6~12月分は本年) ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他( 令和 ⑤配偶者が「有」の場合、配偶者の氏名、生年月日、職業等を記入してくだ (請3 Щ ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 さい。⑪住所は、請求者と異なる場合のみ記入してください。 の状況 ( ) 私立学校教職員共済 ) 地方公務員等共落 (配偶) 円 (II) (ふりがな) じゃがこ ②生年月日 | (昭和)・平成 51 - 2 - 1 ⑥住所と令和6年1月1日時点の住所が倶知安町外の場合、記 偶者または同 倶知安 じゃが子 イ. 公務員 ① 職業 入してください。(配偶者も同様の場合は記入してください) 氏名 偶 偶者の場合 (勤務先: ウ 被用者等でない者 者 (左欄と異なる場合に記入してください) 等 ①住所 (1~5月分は前年 札幌市■区■条■丁目■− ⑥と異なる場合 生計費負担 続柄 氏名 生年月日 ⑩児童の兄姉等には、大学生年代(平成14年4月2日~平成18年4月1日までに生ま の有無 の有無 の別 れた方)がいる場合は、氏名、続柄、生年月日などを記入してください。 ⑥児童の兄姉等 有 無 倶知安 子 14 • 8 • 1 **有**)無 (18歳に達する日以後の最 監護相当の有無、生計費負担の有無がともに「有」の場合、監護に相当する日常生 D3月31日を経過した後22i 活上の世話、及び必要な保護を行い、かつ、その生計費を負担していることとなりま に達する日以後の最初の3 31日までの間にある者) (有) 別 倶知安 子 16 • 7 • 1 花子 (有) 無 同 この場合、多子加算のカウント対象となりますので、「監護相当・生計費の負担につ 和 いての確認書」の提出が必要です。 ※確認書は町HPからダウンロードするか、町こども未来課窓口備え付けしています。 海外留学 氏名 続柄 生年月日 監護の有無 生計関係 の別 (月額30,000円) (月額15,000円) (月額10,000円) 同一 未成年後見人 東京都●▷ 子 有 **同)**· 倶知安 19 - 6 - 1 別 父母指定者 円 和 ▲丁目▲一▲ 同居父母 維持 (月額30,000円) (月額15,000円) 同一 同り別 倶知安 三郎 25 - 5 - 1 (有) 月 父母指定者 円 同居父母 ① 児 童 18支払希望金融機関は、児童手当を受け取る ⑪児童欄は、O歳~高校生年代の児童について、氏名、続柄、生年月日などを記入し 請求者名義の口座を記入してください。 円 てください。 ※金融機関情報の確認のため、提出の際は、 ※児童の住所が請求者と異なる場合は、「別居監護申立書」の提出が必要となります。 金融機関情報のわかるもの(通帳、キャッシュ (申立書は町HPからダウンロードするか、町こども未来課窓口備え付けしています) カードの写しなど)を添付してください。 児童が5人以上いる場合は、2枚目の請求書に5人目以降を記入してください。 円 | 支店コード 口座番号 ※合計月額 18支払希望 銀行 金庫 金融機関 普通 当座 0 0 0 ■■支店 0 0 0 0 0 0 クッチャン ジヤガタ 0 円 ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

## 注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。 また、請求者が個人であり、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有していた場合は、当該 住

所を右欄に記入してください。

「高任」と記入してください。

- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ⑧の欄は、⑰の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
- ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、( ) 内にその年金の名称を記入してください。 イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は
- 5 ⑨の欄は、請求者及び配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、 エ
- 地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子 等
- の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
- 6 ②、③、④、⑤、⑧及び⑨の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 7 ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- ①の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に①の欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 9 ⑯の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 10 ⑤の「生計費の負担の有無」の欄は、⑥の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 11 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 12 ①の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 13 児童が海外に留学している場合は、⑰の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 14 ⑪の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
- ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
- イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 15 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を 合みます。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
- ア 児童又は児童の兄姉等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄姉等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄姉等が世帯主である場合にはその旨、その

児童又は児童の兄姉等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

- イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住して いることを明らかにすることができる書類
- ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合

## 備考

- 1. ⑦及び⑮の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。